

苫小牧市障害者雇用奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の雇用の促進を図るため、苫小牧市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者（国及び地方公共団体並びにこれらに準ずるものを除く。）とする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 市内に事業所又は事務所を有し、本市の市税（苫小牧市税条例第3条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業主の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がない事業主
- (2) 厚生労働省が実施する障害者トライアル雇用助成金の終了後、当該試行的に雇用した障害者（以下「対象者」という。）を引き続き市内の事業所で期間の定めのない労働者として1ヵ月雇用し、申請時も雇用継続していること
- (3) 事業主、又は会社法（平成17年法律第86号）に規定する役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員でないこと
- (4) 労働基準法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法等の労働関係法令を遵守している事業主

(奨励金額)

第3条 奨励金の額は、身体障害者及び知的障害者1人につき16万円、精神障害者1人につき32万円とし、対象者1人につき1回の交付を限度とする。ただし、障害者短時間トライアル雇用の対象者は身体障害者及び知的障害者1人につき8万円、精神障害者1人につき16万円とする。

2 奨励金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第4条 第2条に規定する要件を満たし、奨励金の交付を申請しようとする事業者は、苫小牧市障害者雇用奨励金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し
- (2) 障害者トライアル雇用等実施計画書の写し
- (3) 雇用形態を確認できる書類の写し

- (4) 出勤簿またはタイムカードの写し
- (5) 市税納付状況調査同意書
- (6) 障害者手帳の写し
- (7) 市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、奨励金の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、奨励金の交付を適当と認めたときは、速やかに奨励金の交付を決定しなければならない。

- 2 市長は、奨励金の交付を決定したときは、苫小牧市障害者雇用奨励金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知し、遅滞なく奨励金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (2) その他市長が奨励金の交付を不適當と認めたとき。

(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めたときは、奨励金の交付を受けたものに対し、対象者の雇用状況に係る帳簿等を提出させ、調査することができる。

(補足等)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。